

令和2年第2回 生坂村議会臨時会議事録（11月臨時会）

1 日 目

○報告1件

- ・専決処分の承認を求めることについて（令和2年度生坂村一般会計補正予算【第6号】）

○条例案3件

- ・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- ・一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

質疑・討論・採決

- | | |
|-------------------|-----|
| ・開会 | 3 P |
| ・提案理由の説明、理事者のあいさつ | 4 P |
| ・報告の朗読説明 | 5 P |
| ・質疑、討論、採決 | 5 P |
| ・条例案の朗読説明 | 6 P |
| ・質疑、討論、採決 | 6 P |
| ・村長あいさつ | 7 P |
| ・閉会 | 7 P |

令和 2 年第 2 回 生坂村議会臨時会

【1 日目】

令和 2 年 11 月 25 日
午後 2 時 35 分開議

◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		開 会
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	報告第 13 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 6 号】)
4	議案第 56 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
5	議案第 57 号	特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案
6	議案第 58 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
		質疑・討論・採決
		散 会

出席議員（8 名）

1 番 望 月 典 子 君	2 番 太 田 讓 君
3 番 一ノ瀬 貞 男 君	4 番 宇 引 文 威 君
5 番 瀧 澤 龍 一 君	6 番 平 田 勝 章 君
7 番 吉 澤 弘 迪 君	8 番 市 川 寿 明 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第 121 条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君	
副 村 長 牛 越 宏 通 君	健康福祉課長 山 本 かづ子 君	
教 育 長 樋 口 雄 一 君	住 民 課 長 松 沢 昌 志 君	
会 計 管 理 者 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 山 本 雅 一 君	

事務局職員出席者

議会事務局長 平 野 公 恵 君	書 記 眞 島 弘 光 君
------------------	---------------

◎開 会（午後 2 時 35 分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。着席してください。

○議長（平田勝章君） これより、令和 2 年第 2 回生坂村議会臨時会を開会いたします。

○議長（平田勝章君） 本日の会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス等の感染拡大防止のため、マスク着用をお願いいたします。また、報道関係者より、取材の申し出がありましたのでこれを許可します。

○議長（平田勝章君） これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配布してあるとおりであります。

◎報 告（午後 2 時 35 分）

○議長（平田勝章君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。監査委員から、令和 2 年 9 月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたので、ご覧いただきたいと思っております。

◎日程 1 ・会議録署名議員の指名（午後 2 時 35 分）

○議長（平田勝章君） 日程 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、3 番 一ノ瀬議員、4 番 字引議員を指名いたします。

◎日程 2 ・会期の決定（午後 2 時 36 分）

○議長（平田勝章君） 日程 2 会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日の 1 日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の 1 日間に決定いたしました。

◎提出議案の報告（午後 2 時 36 分）

○議長（平田勝章君） ご報告いたします。本臨時会に提出されております議案は、報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて

「令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 6 号】」

議案第 56 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 57 号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 58 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

の報告 1 件、条例案 3 件の計 4 件であります。

◎提案理由の説明（午後 2 時 37 分）

○議長（平田勝章君）　　ここで理事者より、提案理由の説明並びにあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君）　　議長。

○議長（平田勝章君）　　村長。

○村長（藤澤泰彦君）　　それでは、令和 2 年第 2 回生坂村議会臨時会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。議員各位に於かれましては、公私ともにご繁忙の折、ご参集をいただき誠にありがとうございます。平素は、村政運営に対しましてご指導・ご鞭撻を賜っていますことに感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今年もあと 1 ヶ月ちょっととなりましたが、年間通して新型コロナウイルス感染症の影響により、村政懇談会、行事、イベント等が例年通りに行えなかった我慢の年でございます。また現在、第 3 波といわれるように、長野県でも 11 月に入り 1 日あたりの新規陽性者の確認が過去最多となり、病床の利用率も大きく増加しており、昨日は県内全域が感染警戒レベル 3 に引き上げられ、長野圏域は引き続きレベル 4 の状況であります。本日当村は急遽、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、長野県が感染拡大を止めるためにもう一度考えてみましょうとしまして、

- ・最近「これくらいなら大丈夫だ」と、人との距離が近くなっていませんか？
- ・消毒や手洗いをうっかり忘れてしまうことが増えていませんか？
- ・自分が元気なら、人にうつさないと思っていませんか？
- ・マスクをしていれば、換気や加湿は必要ないと思っていませんか？
- ・「自分は大丈夫」「あの人は大丈夫」と思っていませんか？

という内容であり、これらを村民の皆さんに周知するとともに、引き続き信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った基本的な感染防止策を徹底していただくために周知してまいります。

また、議会にお認めいただいた感染防止対策事業を早期に完成させるように取り組んでいるところでございます。今後も、村民の皆さんの立場に立って、村民主役の村政運営に努めてまいりますので、引き続き議員各位にもご理解とご協力をお願いする次第でございます。

それでは、今議会臨時会に上程をさせていただきました議案は、報告 1 件、条例案 3 件であります。

報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 6 号】」 この専決処分は、既定の額に 11,945 千円を追加し、総額を 2,391,611 千円とする補正予算であります。道の駅いくさかの郷の農林水産物直売所の販売額の増額及び中学校のオンライン学習事業に伴う予算を計上しております。

議案第 56 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案 この条例案は令和 2 年人事院勧告により、議会議員の期末手当額を改正する条例の一部改正であります。

議案第 57 号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案 この条例案は令和 2 年人事院勧告により、特別職の職員で常勤の者の期末手当額を改正する条例の一部改正であります。

議案第 58 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 この条例案は令和 2 年人事院勧告により一般職の職員の期末手当額を改正する条例の一部

改正であります。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

◎日程 3・報告第 13 号（午後 2 時 42 分）

○議長（平田勝章君） 日程 3、報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 6 号】」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○議長（牛越宏通君） 副村長。

〔副村長 牛越宏通君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論（午後 2 時 48 分）

○議長（平田勝章君） 報告第 13 号について朗読説明が終わりましたので、質疑・討論に入ります。質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長（平田勝章君） 初めに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） 次に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） なければ、質疑・討論を終結いたします。

◎採 決（午後 2 時 48 分）

○議長（平田勝章君） これより採決に入ります。

報告第 13 号「専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 6 号】）」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、報告第 13 号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程 4・議案第 56 号～日程 6・議案第 58 号（午後 2 時 49 分）

○議長（平田勝章君） お諮りします。

日程 4、議案第 56 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例案」、
日程 5、議案第 57 号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、
日程 6、議案第 58 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」
の 3 件を、一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平田勝章君) 「ご異議なし」と認め、議案第 56 号から議案第 58 号の 3 件を一括して議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○議長(牛越宏通君) 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長(平田勝章君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論(午後 2 時 54 分)

○議長 議案第 56 号から議案第 58 号の朗読説明が終わりましたので、質疑・討論に入ります。質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長(平田勝章君) 初めに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平田勝章君) 次に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平田勝章君) なければ、質疑・討論を終結いたします。

◎採 決(午後 2 時 54 分)

○議長(平田勝章君) これより採決に入ります。議案第 56 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

○議長(平田勝章君) 議案第 56 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長(平田勝章君) 挙手全員です。よって、議案第 56 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(平田勝章君) 次に、議案第 57 号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

○議長（平田勝章君） 議案第 57 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 57 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 58 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

○議長（平田勝章君） 議案第 58 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 58 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 以上で本臨時会に付された議事日程は、すべて終了いたしました。ここで、村長のあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和 2 年第 2 回生坂村議会臨時会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。本日提案しました議案を慎重にご審議いただき、原案のとおりご採択いただき、誠にありがとうございました。

さて今月 14 日に、議会より「活力ある村づくり推進に向け、生坂村議会に若い世代の政治参加を促進させるため」全議員の賛同による「議員報酬の一部改正が必要」とのことで提言書を頂戴しました。改正内容は、第 1 条「議会の議員の議員報酬」に、特例として次の文言を追加する。「年齢満 55 歳以下の者の議員報酬は、月額 300,000 円とする」でございます。前回の村議会議員選挙は村政始まって以来の欠員 1 という結果でしたので、行政としましても議員のなり手不足は村政運営上の課題と捉えておりますので、議会の皆さんと相談をさせていただき、30 日に特別職報酬等審議会を開催させていただくことになりました。そして、その回答も判断材料として、議員各位と相談させていただき、提言に対しての方向付けをしたいと考えております。

生坂村は、村民の皆さんで力を合わせて、山紫水明の豊かな自然と先人が築き上げてきた伝統文化を守っていかなければならないと考えておりますので、議員各位にはご健勝にて、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◎閉 会（午後 2 時 58 分）

○議長（平田勝章君） 本臨時会に付された諸案件につきまして、慎重審議をいただいたことに対し、深く感謝いたします。本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和 2 年第 2 回生坂村議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

○議長 起立。礼。ご苦勞様でした。

